

## 第 5 5 号議案

### 亀岡市水道事業給水条例等の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市水道事業給水条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た」を「消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した」に改める。

第 3 1 条、第 3 2 条第 1 項並びに第 3 6 条第 1 項及び第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

第 4 9 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第 6 号中「よる」を「基づく」に改め、同条第 8 号中「又は

水道環境」を削る。

第50条第2号中「卒業した」の次に「(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附則第9項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第2条 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。第35条第1項において同じ。)を加算した」に改める。

第35条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

(亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正)

第3条 亀岡市飲料水供給施設給水条例(昭和43年亀岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。次項において同じ。)を加算した」に改め、同条第2項中「100分の

108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成31年10月1日から施行する。
  - (1) 第1条中亀岡市水道事業給水条例第27条第1項、第31条、第32条第1項並びに第36条第1項及び第2項並びに附則第9項の改正規定
  - (2) 第2条中亀岡市下水道条例第32条第1項及び第35条第1項の改正規定
  - (3) 第3条中亀岡市飲料水供給施設給水条例第4条第1項及び第2項の改正規定
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第49条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 3 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第27条第1項、第31条及び附則第9項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第32条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお従前の例による。

(亀岡市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第2条の規定による改正後の亀岡市下水道条例第32条第1項及び第35条第1項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

(亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第3条の規定による改正後の亀岡市飲料水供給施設給水条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

亀岡市水道事業給水条例等の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格のうち、布設工事監督者にあつては学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校<sup>の</sup>土木科を修めて卒業した者、水道技術管理者にあつては同法に基づく学校の工学等に関する学科目を修めて卒業した者として、当該科目等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えること。
- 2 水道料金、加入金、飲料水供給施設料金及び下水道使用料について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。ただし、2の改正については、平成31年10月1日から施行すること。